

## ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

### 第1条（適用）

本規約は、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「SC」といいます)と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「KDDI:ケーブルプラス電話約款」といいます)を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)よりSCを介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2. SC及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（規約の変更）

SCは、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. SCが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

### 第3条（契約の成立）

SC所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定めるSC所定の申込書に所要事項を記入のうえ、SCに対しSC所定の工事の申込みをし、SCがこれを承諾したときに、SCと当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます)。

2. SCは、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 電話接続回線(以下「電話接続回線」という)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
  - (2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他SCに対する支払いを怠る恐れがあるとき。
  - (3) その他SCの業務の遂行上支障があるとき。

### 第4条（設備の設置）

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、SCが、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事および保守等は、SC指定の機器、工法などにより、すべてSCまたはSCの指定する業者が行うものとします。尚、終端装置はSCが提供し、所有権もSCに帰属します。

2. SCは前条の規定に従い KDDI:ケーブルプラス電話約款に定めるタイプ2に係るケーブルプラス電話の契約が成立した場合には、別途定める「光端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、KDDI:ケーブルプラス電話約款別記18で定める端末設備を契約者に貸与します。
3. 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等は無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得おくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
4. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、SCの電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己

の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

6. 契約者はSCが提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。

#### 第5条（KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等）

契約者は、KDDI:ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところによりSCに譲渡されること、その結果SCが当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、SC及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

#### 第6条（料金）

適用条件(料金額)

第4条1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置料金」といいます)は契約者負担とし、その額は別に定める事とします。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI:ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

#### 2. 消費税

契約者がSCに対しケーブルプラス電話に関する債務を支払う場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、SCに対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

#### 3. 決済条件

設置料金および前条に基づきKDDIがSCに債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます)の支払い方法は、SCが指定する期日までに、SCが指定する金融機関、クレジットカード等によるものとし、SCは請求書を発行しないものとします。また、本利用料金の金融機関の自動振替、自動払込、クレジットカードによる支払について、領収書は発行しないものとします。本利用料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。また、その請求についてはSC指定締日で行うことといたします。

#### 4. 割増金

契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、SCから別に定める方法によりお支払いいただきます。

#### 5. 延滞利息

契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、SCに対して、SCが別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

#### 6. ご請求

本利用料金はSCの債権となりますので、請求はSCからとなります。

#### 第7条（サポート）

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用容態に問題がないことを確認のうえ、SCに申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、SCはSC及びKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は対応の時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びにSCまたはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、SCは前項のサポートの責を負いません。

#### 第8条 (契約者による契約の解除)

契約者が、その契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめSCに書面により通知していただきます。

2. 前項による契約の解除の場合、SCは、SCに帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

#### 第9条 (SCによる契約の解除)

SCは、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- (1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- (2) 契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると判明した場合。
- (4) SCが工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を接続したとき。
- (5) 電気通信回線の地中化等、SC又は契約者の責に帰すべからざる事由によりSCの電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- (6) 工事契約または契約者とSCとの間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- (7) その他SCの業務の遂行上支障があるとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

2. SCは、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。
3. 第1項による契約の解除の場合、SCは、SCに帰する電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

#### 第10条 (承諾の限界)

SCは契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、SCの業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しな

いことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

## 第11条（個人情報）

SCは、契約者個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及びSCが指針第28条に基づいて定めるSCの個人情報保護方針及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2. SCの個人情報保護方針及び個人情報の取扱いに関して、SCのホームページ（<http://www.starcat.co.jp>）において公表します。
  3. SCは、保有する契約者個人情報を、以下の目的のために利用し、目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
    - (1) サービスの加入契約
    - (2) サービスのための工事
    - (3) サービスの保守・サポート対応
    - (4) サービス・サポート・キャンペーン等の連絡
    - (5) 料金請求業務
    - (6) サービスの向上を目的とした利用調査
    - (7) サービスの利用状況等に関する各種統計処理
  4. SCは、以下の場合を除き、前項の利用目的を超えて契約者個人情報を取扱うことや第三者に提供することはありません。
    - (1) 契約者が同意した場合。
    - (2) 個人情報の保護に関する法律第23条（第三者提供の制限）第1項第1号から第4号に該当する場合。
    - (3) 工事業務、ヘルプデスク業務、請求書発行業務、料金収納業務、料金督促業務、連絡文書などの配達業務等の目的のために、契約者個人情報の一部を外部業者へ委託する場合。
  5. SCは、前項(3)により契約者個人情報を委託する場合には、契約者個人情報の漏えい、滅失、き損の防止など、契約者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結し、必要かつ適切な監督を行います。また、契約者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
  6. 契約者は、個人情報の一部を記入、登録をしたくない場合は、SCはその意思を尊重した取扱いをします。ただしその結果としてSCのサービスの一部または全部を提供できない場合があります。
  7. SCは、契約者本人から契約者個人情報の開示・訂正・利用目的などの通知の求め、提供の停止の求め、苦情相談、個人情報保護の運用については以下において受け付けております。個人情報の保護に関する法律第18条第4項第1号から第4号に該当する場合は、求めに応じられないこともあります。

個人情報の照会・訂正・削除・提供の停止 営業部 TEL 052-231-2310

個人情報の苦情相談窓口 管理部 TEL 052-231-2398
- 個人情報保護管理者 常務取締役
8. SCは認定個人情報保護団体である電気通信個人情報保護推進センターの対象事業者です。SCの個人情報の取扱いに関する苦情については以下へ解決の申し出をすることもできます。

電気通信個人情報保護推進センター（財団法人日本データ通信協会内） TEL03-5907-3803

9. SCは、SCが取り扱う契約者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知し、その事実関係及び再発防止対策につき公表します。ただし指針第 29 条第 4 項に該当する場合はこの限りではありません。

#### クレジットカード支払いに関する特約

- 契約者は、契約者が支払うべきSCの工事費、利用料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 契約者は、契約者からSCに申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。またSCが、契約者が届け出たクレジットカードの発行カードの指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外でSCが代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
  3. 契約者は、SCに届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なくSCにその旨を連絡するものとします。
  4. SCは、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、SCまたは契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

#### 附則

本規約は 2015年 3 月 1 日から施行します。

## 光端末設備貸出サービスに関する契約条項

### 第1条（ホームゲートウェイ機器の貸出）

SCは、契約者に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1のSCが別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものをいいます。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます）を無償で貸与します。

### 第2条（ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等）

SCは、前項に基づき契約者に貸与するホームゲートウェイ機器を契約者が指定した設置場所（ただし、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り）に設置し、その設置した日から契約者に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。

2. 契約者は、ホームゲートウェイ機器と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法および設定内容等についてSCの指示に従うものとします。
3. ホームゲートウェイ機能と契約者の機器との接続に必要となる物品等およびホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。
4. SCは契約者に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性、および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

### 第3条（ホームゲートウェイ機器の使用および保管等）

契約者は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用および保管するものとします。

2. 契約者は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供または使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変または契約者が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
3. 契約者は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは、直ちに、その旨をSCに通知します。SCはその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器をSCに返却するものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、SCは、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損等が生じたときは契約者に対し、別表2に定める額を請求できるものとします。

### 第4条（ホームゲートウェイ機器の返還等）

契約者は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器の返還が必要となった場合には、その旨を速やかにSCへ連絡し、ホームゲートウェイ機器の返還にかかわる工事の依頼を行なうこととします。

2. ホームゲートウェイ機器の返還にかかわる工事は、SCが特別と認める場合を除き、SCまたはS

Cが指定する業者が行なうものとします。

#### 第5条（責任の範囲）

SCおよびKDDI（以下「SC等」といいます）は、SC等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失または毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。ただし、SC等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

2. SC等は、端末設備の修理等にあたってSC等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスにかかわる定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。ただし、SC等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
3. 前二項の場合においてSC等は、SC等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
4. SC等は、契約者の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことをSC等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことをSC等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するKDDI:ケーブルプラス電話約款に規定されたケーブルプラス電話にかかわる定額利用料の支払いを要しないものとします。ただし、SC等の故意または重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことをSC等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応するKDDI:ケーブルプラス電話約款に規定されたケーブルプラス電話にかかわる定額利用料の支払いを要しないものとします。

#### 【別表1】

##### ●第6条の1に定める料金額

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建	集合住宅
本サービスの加入時	他サービス既契約者	追加工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	他サービス未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解約時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

#### 【別表2】

##### ホームゲートウェイ機器損害金

ホームゲートウェイ機器損害金	20,000円(税抜)	1 端末ごと
----------------	-------------	--------